

令和7年度（2025年度）
広島市会計年度任用職員（青少年教育相談員）募集案内

令和8年（2026年）1月19日
広島市こども未来局こども青少年支援部

試験日	令和8年2月25日（水）
受付期間	令和8年1月19日（月）～令和8年2月18日（水）（必着）

1 採用予定人員等

採用予定人員	勤務場所	職務概要
若干名	青少年総合相談センター（広島市役所北庁舎別館1階）	青少年総合相談センターにおいて、いじめ、不登校、ひきこもり、友達関係、思春期問題等の青少年に関する相談業務等に従事します。

2 受験資格（年齢制限はありません。）

次の（1）から（3）までの全ての要件を満たす人

- （1）次のいずれかに該当する人（令和8年3月末までにいずれかの要件を満たす見込みの人を含む。）
- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学を卒業した人で、社会福祉又は心理学の専門課程を専攻した人
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学を卒業した人で、児童福祉業務又は青少年の相談業務に2年以上従事した人
 - ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学を卒業した人で、小、中、高等学校いづれかの教員免許を有する人
 - エ 公認心理師法（平成27年法律第68号）に基づく公認心理師の資格を有する人
- （2）次のいずれかに該当する人（令和8年3月末までに取得見込みの人を含む。）
- ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- （3）次のいずれにも該当しない人
- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
人
 - イ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること
を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの
以外）

※ 学校卒業後就職が決まらず、求職中の方も、上記の受験資格を満たす場合には申し込むことができます。

3 試験の日時、会場、合格発表

日 時	会 場	合格発表
2月25日（水） 午前9時集合 午前8時45分頃開場予定 (正午頃終了予定)	広島市役所本庁舎9階第1会議室 (中区国泰寺町一丁目6番34号)	3月3日（火） (発送予定)

- [注] (1) 試験当日は、筆記用具（鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
(2) 試験の結果は、合否にかかわらず受験者全員に通知します。
(3) 電話、メール等での合否の問合せは受け付けません。

4 試験の内容

科 目 等	内 容
作 文	文章による表現力等についての筆記試験 [40分: 約800字] (前回試験の出題テーマ: 「青少年の悩み事を受ける相談員としての姿勢、心構えとして大切にしたいこと」)
面 接	主として人物、識見等についての個別面接

5 申込手続及び受付期間

(1) 提出書類

- ア 申込書（最近3か月以内に撮影した写真（正面向き、脱帽、上半身のもの）を必ず貼ってください。）
イ 次の（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）のいずれか（「2 受験資格」（1）の要件を取得見込みの人を除く。）
（ア） 学校教育法に基づく大学を卒業し、社会福祉又は心理学の専門課程を専攻したことを証明するもの（卒業証書の写し、卒業証明書など学科又は課程名が明記されているもの（写しでも可。））
（イ） 別紙職歴表（児童福祉業務又は青少年の相談業務に従事したもの）
（ウ） 教員免許状の写し
（エ） 公認心理師登録証の写し

なお、提出書類は受付後、返却しません。

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号 広島市役所北庁舎別館1階

広島市こども未来局こども青少年支援部

(3) 受付期間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月18日（水）まで（必着）

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送による申込みは、2月18日（水）までに上記の提出先に到着したものに限り受け付けます。

消印有効ではありませんので、気を付けてください。

なお、2月13日（金）以降に投函される場合は速達としてください。

(4) 個人情報の取扱い

申込書等に記載された個人情報については、採用選考試験及び採用に関する事務の目的にのみ使用します。

6 採 用

- (1) 合格者は、令和8年4月1日に採用する予定です。
- (2) 日本国籍を有しない人で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得見込みの人は、令和8年3月末までに取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (3) 「2 受験資格」（1）の要件を取得見込みで受験した人は、令和8年3月末までに取得できない場合は採用される資格を失います。
- (4) 採用は全て条件付で、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

7 待遇、勤務条件等

(1) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和9年4月1日以後について、人事評価等に基づき、引き続き1年ごとに勤務（再度の任用）をお願いすることがあります。ただし、再度の任用は、65歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。)

(2) 勤務日、勤務時間等

勤務日は月曜日から土曜日までのうち週5日、勤務時間は午前9時から午後3時45分又は午前10時15分から午後5時まで（午後0時から午後1時は休憩時間）で、1週間当たり28時間45分、1日当たり5時間45分です。ただし、業務の都合により、青少年育成担当課長が必要と認めた場合には、勤務日及び勤務時間を振り替えて勤務していただくことがあります。所定労働時間を超えて勤務した場合は、時間外勤務手当を支給します。

(3) 勤務を要しない日

月曜日・水曜日・木曜日・土曜日のうち1日、日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで及び8月6日

(4) 給与等

初任給 報酬月額 約197,000円（地域手当を含む。）

年収見込 約3,287,000円（期末手当及び勤勉手当を含む。）

このほかに交通費及び時間外勤務手当が規定に基づいて支給されます。

なお、上記金額は令和8年度予定の金額となります。今後、給与改定等により変更となる場合があります。

(5) 加入保険等

健康保険（広島市職員共済組合）、厚生年金保険、公務災害補償制度及び雇用保険の適用並びに年次有給休暇制度があります。

(6) その他

北庁舎別館は指定場所以外は全面禁煙です。

8 その他、受験に際しての注意事項

(1) 受験票は送付しませんので、試験当日、直接会場にお越しください。

(2) 試験会場には駐車できませんので、車での来場はご遠慮ください。

(3) 不明な点があれば、以下の問合せ先にご連絡ください（試験の内容に関する質問にはお答えできません。）。

◇ 問合せ先 ◇

広島市こども未来局こども青少年支援部青少年育成担当

(082) 242-2013

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号